



速度取締り指針



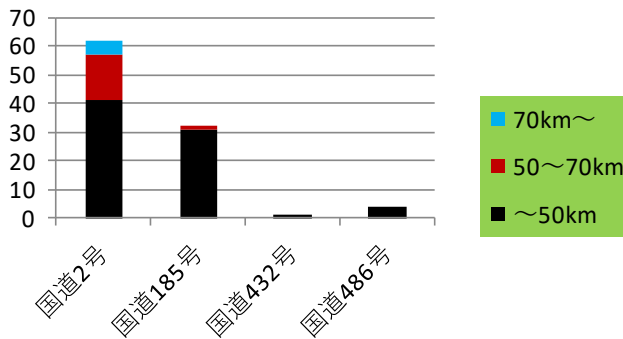
三原警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間	区 域 (区 間)	速度規制
国道2号	6:00～18:00	本郷～木原	60km/h
国道185号	6:00～18:00	幸崎～糸崎	50km/h

※ 重点以外の場所、時間等においても速度取締りを実施することがあります。

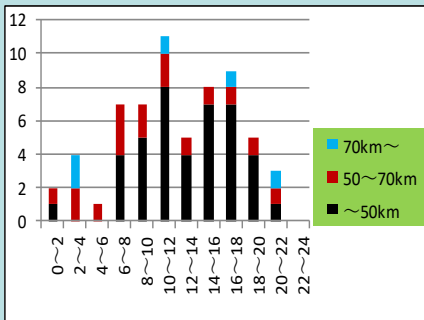
三原警察署管内(国道)における交通事故実態(過去3年)

路線別・危険認知速度別人傷事故発生状況(過去3年)



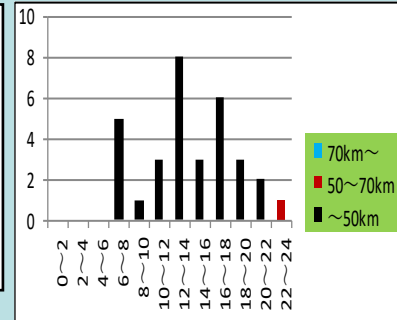
- 過去3年における路線別人傷事故発生件数を比較すると国道2号が最も多い状況です。
- 危険認知速度を比較すると国道2号が時速50キロメートルを超えるものが21件と突出している状況です。
- 令和6年11月末現在では、国道2号で17件の人傷事故が発生しています。

国道2号における時間帯別・危険認知速度別人傷事故の発生状況



国道2号の過去3年における時間帯別人傷事故発生件数を比較すると、10時～12時の時間帯に人傷事故が多く発生している状況です。

国道185号における時間帯別・危険認知速度別人傷事故の発生状況



国道185号の過去3年における時間帯別人傷事故発生件数を比較すると、12時～14時及び16時～18時の時間帯に人傷事故が多く発生している状況です。



☆危険認知速度とは☆ ドライバーが相手車両等の危険を認知して、ブレーキを踏んだりハンドル操作等の危険回避措置を取る直前の速度のことです。

三原警察署管内における令和6年中の死亡交通事故の発生件数は1件です。

その他の交通指導取締り要点

- 重点路線においては速度違反取締りのほか、横断歩行者妨害等の取締りを強化します。
- 重点路線以外の路線においても、悪質性・危険性の高い飲酒運転、無免許運転の取締り、通学路における交通事故防止に向けた取締りを実施します。また、自転車に対する指導及び取締りを実施し、マナー向上に向けた活動も行っていきます。